

情報案内

役場開庁時間 8:45 ~ 17:30
(土・日曜・祝日除く)

総務課
〒47-2112
役場2階 窓口10番

選挙人名簿登録者の縦覧
9月1日現在、訓子府町で新たに選挙人となる方を、選挙人名簿に登録します。新規登録者の氏名などを記載した名簿は、9月3日(火)から9月7日(土)までの5日間、総務課で縦覧できます。

町民課
〒47-2203
税の関係
〒47-2193
役場1階 窓口1番

町道民税・国保税の納期限
町道民税第2期分と国保税第4期分の納期限は、9月30日(月)です。納期限内に忘れずに納めましょう。

身体症状の悪化を防ぐことを希望される方を対象に、理学療法士による訪問リハビリ支援を行います。
○とき 10月15日(火)
○ところ 希望される場所(「自宅・総合福祉センター」などで実施します)
○定員 4~5人
○スタッフ 理学療法士(北見赤十字病院)、保健師
○料金 無料
○申込み 10月1日(火)までに福祉保健課高齢者支援係へ
農林商工課
〒47-2116
役場2階 窓口13番

収穫最盛期を迎え農作業事故に十分注意を
秋の農繁期は、例年農作物

のらしのインフォメーション

納期限を過ぎた町税で、納め忘れの方は、至急納入してください。
夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ
日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。収納窓口では税のほか、使用料など(町に關係するものに限り)も納付することができま

9月11日(水)10月9日(水)17時30分~20時30分
○ところ 町民課窓口
省エネ改修住宅の固定資産税を減額
平成20年1月1日以前に建てられた住宅について、平成20年4月1日から平成28年3月31日までの間に、一定の省エネ改修工事を行った場合、申告により完了した翌年度1年分限り120㎡分までの固定資産税を3分の1減額しています。
なお、バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置を除き、新築住宅の軽減や住宅耐震工事による固定

資産税の減額措置との重複適用はできません。
1. 対象となる改修工事(次に該当する工事を行い、50万円を超える費用を要したものを)
○窓の断熱性を高める改修工事(必須)
○床の断熱性を高める改修工事
○天井の断熱性を高める改修工事
○壁の断熱性を高める改修工事
2. 申告の手続き
改修工事を終了後、原則として3か月以内に関係書類を添付して町民課資産税係に提出してください。
【関係書類】
○改修工事に要した費用の領収書の写し(当該改修工事の内容および費用の確認ができるもの)
○熱損失防止改修工事証明書
みんなで秋の大掃除

町民憲章の一つに「自然の恵みに感謝し、美しい町をつくりたい」とあり、町では美しい町づくりの一環として、期間を定めて一斉清掃を実施しています。
みんなで自宅や庭周辺の

町有地内の雑木を無償で譲ります。
支障木として伐採した都度、登録いただいた方に連絡しますので希望者は9月5日(木)までに建設課事業維持係にお申し込みください。締め切り後も随時受け付けます。
上下水道課
〒47-2118
役場1階 窓口5番

水道の使用開始と中止の届け出を
営農用などを目的に散水栓を設置されている方に、使用期間の実態に合わせて水道料金を負担していただいています。
使用開始および使用中に当たっては、あらかじめ町に届け出が必要のため、直接役場上下水道課で手続きを行うか、電話での手続きも受け付けていますので、必ず使用開始・中止時の届け出を行ってください。
転出・転居および使用者変更の場合も届け出が必要ですので、忘れずに行ってください。

建設課
〒47-2118
役場1階 窓口4番
伐採木を無償でお譲りします
維持管理作業で発生した

どをきれいにしましょう。
○一斉清掃期間
9月7日(土)~9月15日(日)
福祉保健課
〒47-5555
総合福祉センター 窓口7番

国保からのお知らせ
国民健康保険の加入者が交通事故で被害(けが)を受けた場合、本来は加害者が医療費を負担すべきものですが、被害者本人の保険証を使って治療ができます。国保を使った場合は、後で国保から加害者に医療費を請求します。
そのため交通事故で国保を使った場合は、必ず福祉保健課医療給付係に届け出をしてください。
届け出には、被害届・被保険者証・印鑑・交通事故証明書が必要です。示談の前に必ずご相談ください。
○問合せ
福祉保健課医療給付係
訪問リハビリ支援

「下水道の日」は、下水道を全国的に普及させるため、昭和36年に「全国下水道促進デー」として始まりました。現在、全国の下水道普及率は約70%を超え、本町の現在の下水道普及率は、町内会地区で約98%、実践会地区で約42%です。下水道は、風呂や台所、トイレなどから出る汚水を浄化し、川や海の水質を改善する重要な役割があります。
9月10日は「下水道の日」

10月に農地利用状況調査
農地法により「利用状況調査」が義務付けられていることから、農業委員会では、昨年に引き続き調査を実施します。
農地の適正利用の確認と耕作放棄地・遊休農地を把握することにより優良農地の荒廃を防ぐ目的で9月に農業委員会が各担当地区を目視で確認し、10月に農業委員会全員で現地調査を行うものです。
○問合せ 農業委員会

5年ごとの住宅・土地統計調査
○対象地域 若富町・旭町・未広町・日出・北栄・穂波から抽出された一部の世帯
9月中旬から調査員が訪問します。ご協力をお願いします。
○問合せ企画財政課(〒47-2115 役場2階 窓口12番)

東日本大震災で被災された皆様に
継続支援をお願いします
◇義援金総額 251万3,910円
(平成23年3月14日~平成25年7月31日)
町と議員の義援金は含まれていません
訓子府町の窓口の町社会福祉協議会では平成26年3月31日まで義援金をお受けしています。
総務課交通防災係(〒47-2112 役場2階 窓口10番)

8・9月は
北方領土返還
強調月間です



ひとつひとつの住まいの今が、確かな未来を描きます。
農災後初の、住まいに関する大切な調査です。
住まいから 描く日本の 未来地図
平成25年 10月1日(火)
住宅・土地統計調査
インターネット回答も可能です。
総務課統計係 役場2階 窓口12番
http://www.stat.go.jp/

東日本大震災で被災された皆様に
継続支援をお願いします
◇義援金総額 251万3,910円
(平成23年3月14日~平成25年7月31日)
町と議員の義援金は含まれていません
訓子府町の窓口の町社会福祉協議会では平成26年3月31日まで義援金をお受けしています。
総務課交通防災係(〒47-2112 役場2階 窓口10番)